

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業

実施方針

令和 7 年 9 月 25 日

今治市

目 次

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	2
1 事業名称	2
2 公共施設等の管理者等	2
3 事業目的	2
4 本事業を含むエリア全体の将来ビジョン（今治市中心市街地グランドデザイン）	2
5 本施設の基本的な考え方	3
6 事業方式	5
7 契約の形態	5
8 事業の対象となる業務範囲	5
9 事業者の収入	6
10 事業スケジュール	6
11 法令等の遵守	6
第3 特定事業の選定及び公表に関する事項	7
1 選定基準	7
2 選定方法	7
3 選定手順	7
4 選定結果の公表	7
第4 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定方法	8
2 募集及び選定の手順	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件	11
4 応募者の審査及び選定	14
5 提案書類の取り扱い	15
6 落札後の手続き	15
第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 想定されるサービスの水準・仕様	17
2 想定されるリスクの分担	17
3 市による事業の実施状況の監視	17
4 事業期間終了後の措置	17
第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 基本条件	18
2 整備施設概要	19
第7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1 係争事由に係る基本的な考え方	20
2 管轄裁判所	20
第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	21
4 その他	21
第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
第10 その他事業の実施に関し必要な事項	23
1 市議会の議決	23
2 情報提供	23
3 応募に伴う費用負担	23
4 問合せ先	23
別紙1 事業用地図	24
別紙2 事業スキームイメージ（案）	25
別紙3 リスク分担（案）	26
様式1 実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書	28
様式2 実施方針等に関する質問書	29
様式3 実施方針等に関する意見書	30
様式4 対面対話に関する申込書	31
様式5 対面対話に関する質問書	32

第1 用語の定義

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 実施方針では、下表のように用語を定義する。

市	今治市をいう。
本事業	今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業をいう。
本施設	今治市ネウボラ拠点施設として新たに整備を行う施設及びそれに付随した本事業の管理・運営対象となる施設の全てをいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。
DBO方式	PFIに類似した事業方式の1つで、公共が資金調達を負担し、Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を民間事業者に一括して委ねる手法をいう。
選定委員会	今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業者選定委員会をいう。
応募者	本事業の応募に参加する企業グループをいう。
優先交渉権者	選定委員会から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する企業をいう。
代表企業	応募者を代表する企業をいう。
構成企業	応募者を構成する企業をいう。
SPC(特別目的会社)	本施設の維持管理及び運営の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
構成員	SPC設立時のSPCと直接契約関係があり、SPCに対して出資を行う企業をいう。なお、施設整備グループにおいて、SPCと直接契約関係のない構成企業のうち、SPCに対して出資を行う企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、SPCへ出資しない企業をいう。
設計企業	事業者のうち本施設の設計、既存施設の解体設計及び工事監理を行う企業をいう。
建設企業	事業者のうち本施設の建設及び既存施設の解体・撤去を行う企業をいう。
維持管理企業	事業者のうち本施設の開業準備及び維持管理を行う企業をいう。
運営企業	事業者のうち本施設の開業準備及び運営を行う企業をいう。
施設整備グループ	構成企業のうち、設計企業及び建設企業で構成される本事業の施設整備業務を行うグループをいう。
維持管理・運営グループ	構成企業のうち、維持管理企業及び運営企業で構成される本事業の維持管理・運営業務を行うグループをいう。
施設整備代表企業	施設整備グループを代表する企業をいう。
維持管理・運営代表企業	維持管理・運営グループを代表する企業をいう。
建設JV	市と設計・建設工事請負契約を締結する設計企業及び建設企業による共同企業体(JV:Joint Venture)をいう。
運営JV	市と維持管理・運営業務委託契約を締結する維持管理企業及び運営企業による共同企業体(JV)をいう。
運営事業者	市と維持管理・運営業務委託契約を締結する企業をいう。 SPCを設立する場合はSPC、SPCを設立しない場合は運営JVが運営事業者となる。
基本協定	本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての市と優先交渉権者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
設計・建設工事請負契約	本事業の施設整備業務の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JVが締結する契約をいう。
維持管理・運営業務委託契約	本事業の維持管理・運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。
事業契約	基本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
実施方針等	本事業の実施方針及び要求水準書(案)をいう。
募集要項等	募集公告時に公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、設計・建設請負契約書(案)及び維持管理・運営業務委託契約書(案)をいう。
委託費	事業者が実施する維持管理業務及び運営業務の対価である維持管理・運営業務委託費をいう。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業

2 公共施設等の管理者等

今治市長 徳永 繁樹

3 事業目的

近年、少子化傾向はもとより、子育てを取り巻く環境の変化は著しく、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行による子育て世帯の孤立、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもへの貧困の連鎖など、様々な社会課題を背景に、子育て家庭への支援は一層重要度を増している。

市においても、0歳から18歳までの全ての子育て世帯に寄り添い、こどもの成長や発達の過程に応じたきめ細かな支援を切れ目なく行うために、令和4年度の組織改正により、こども未来部にネウボラ政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせた。

しかし、中央保健センターや発達支援センター、地域子育て支援拠点事業所など、子育てに関する様々な施設が市内各所に点在しており、子育て世代が気兼ねなく相談できる伴走型支援体制の一層の強化が求められている。また、こどもが真ん中親会議をはじめとする各種会議において、天候に左右されず安心して遊ぶことができる屋内外の遊び場所や、子育て世代がゆったりと集い、仲間同士の交流を通じて学びや安らげる場所、楽しさやわくわく感が味わえる場所が欲しいという要望が多く寄せられている。

このような状況を踏まえ、今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備では、地域の身近な相談窓口の充実と合わせて、子育て関連施設等の集約化を図り、こどもも大人もわくわくと、安心して遊べる場所の整備を目的とする。

また、国のこども基本法、こども大綱等を勘案し令和7年3月に今治市こども計画を策定した。本計画においては、対象を年齢で区切ることなく（一定の年齢で線を引くことがないよう）、こどもが自分自身の幸せを実感しながら成長し、地域で心豊かに生活していけるよう、こどもの権利を守り、成長の土台である子育て世帯を切れ目なく支援し、成育環境を整え、持続可能な明るい希望の持てるまちになることを目指す姿としている。

本施設は、本計画も踏まえた市の総合的な子育て支援に繋がる、施策展開も可能となる施設の環境づくりも求められる。

4 本事業を含むエリア全体の将来ビジョン(今治市中心市街地グランドデザイン)

本施設は、市の中心市街地及びシビックゾーン周辺エリアに位置しており、これらの方向性を踏まえ、相乗効果をもたらすことが期待される施設である。

(1) 中心市街地グランドデザインの概要

令和7年6月に公表した今治市中心市街地グランドデザイン（まちづくり基本計画）では、市の中心市街地（JR今治駅周辺から今治港に至る区域で、約1km四方で囲まれたエリア）を対象として、「今治らしい」魅力あるまちづくりの将来像と方針を描いている。

(2) シビックゾーン周辺エリアの方向性

中心市街地グランドデザインでは、今回の事業用地周辺を「シビックゾーン周辺」エリアと位置付け、公共空間デザイン戦略として以下4点を掲げている。

- ①ネウボラ拠点施設、複合庁舎等、検討される公共施設整備を連携し、シビックゾーンの公共サービス機能、災害対策や市民活動の拠点性の向上を図る。
- ②歩行回遊性のポテンシャルが低く、歩行者が少ないシビックゾーンに対して、施設更新の機会を活かし、エリア内の歩行者動線、滞留空間を創出し、敷地内だけではなく、隣接エリアとのつながりを強化する。
- ③芝っち広場（大丸跡地）は、日常・イベント時に使いやすい広場として再整備を検討するとともに、ドンドビ交差点からシビックゾーン内部へと人を促すエントランスとしての役割を果たすよう検討する。
- ④ネウボラ施設整備や候補地となっている市庁舎移転を契機に、歩行回遊性を向上する動線、滞留空間の創出を検討する。具体的には、両施設の境界部の拠点広場とそこから隣接街区につながる動線を検討する。

(3) 周辺における公共施設整備の検討

①市役所本庁舎

事業用地の東側（愛媛県東予地方局今治支局及び河野美術館敷地）において、市と県の協力のもと「庁舎複合化を基本方針として検討を進める」としている。

②M I C E機能

海事都市今治を象徴する「バリシップ」等の開催が可能なM I C E機能を市内に設置する検討が進められており、事業用地の東側（旧日吉小学校敷地）が候補地として挙げられている。

5 本施設の基本的な考え方

(1) 基本理念・基本方針

「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所～こどもが輝く未来を創る～」

【はぐくむ】 全ての子育て世帯が安心して交流し気兼ねなく相談できる場所

【つながり】 成長や発達の過程に応じて支援を必要とする人に必要な支援が提供できる場所

【つどい】 大人もこどもも多世代が集いわくわくと子育てを楽しめる場所

(2) 拠点のあり方

ア 「はぐくむ」子育て支援のハブとなる拠点

- ・関連機関の集約・連携を通じて、子育て支援機能の強化・拡充を図る。
- ・市における子育ての象徴的な存在として、関係部署や関係機関との円滑な連携を図るためのハブとしての役割を担い、まち全体で子育てを支える環境の充実を目指す。

イ 「つながり」こども・子育て世代を中心に、誰もが利用できる拠点

- ・複合化の特性を踏まえ、機能間連携、施設の一体利用等をとおり、ソフト・ハード両面において、シームレスな交流しやすい拠点とする。
- ・誰もが使いやすい全世代型の施設とするとともに、全市から幅広く利用者を集める施設とすることを目指す。

ウ 「つどい」中心市街地におけるリーディングプロジェクト

- ・事業用地を含む中心市街地は、市の中心拠点として位置づけられ、複合的な都市機能の集積や官民連携によるまちなかの賑わい創出などが期待されている。

- ・多くの市民が利用する魅力的な場所とすることで、以降の再整備を先導し、周辺施設と連携し相乗効果を発揮していくことを目指す。

(3) 基本計画からの変更点

令和6年5月に公表した基本計画では、本施設に中央公民館機能（大ホール及び複数の会議室等）を整備する計画としていた。その後、海事都市今治を象徴する「バリシップ」等の開催が可能なM I C E機能を本施設とは別で、隣接地（旧日吉小学校敷地）等を候補として市内に設置する検討が開始された。

そのため本施設は、一部の諸室を除き、基本計画で定めたホールや会議室等の機能を切り離して整備する。

(4) 導入機能

基本計画からの変更点を踏まえた本施設の導入機能は、下表のとおり。

区分	機能	内容
相談・支援	こども家庭センター	全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に対応する。
	発達支援センター	こどもから大人まで、心身の発達に不安のある方とその家族が地域で生活していくための相談を行う。
地域子育て支援	ファミリー・サポート・センター	子育てに手助けが必要な方を支援するための援助活動（マッチング）機能。
	地域子育て支援拠点事業所	0歳から概ね3歳までのこどもとその親が遊び・交流する場。育児に対する不安や悩みの相談、親子の交流を行う。保育所等の一時預かりの機能補完も行う。
児童厚生施設	児童センター	「乳幼児から小学生をターゲットに、年齢に応じて安心できる遊び場」「障がいの有無にかかわらず楽しく遊べるインクルーシブな遊び場」をコンセプトに、「市内外から人が集まる、ほかにはない、今治ならではの遊び場」「大人もこどもも、ドキドキわくわくする遊び場」「天候に左右されず、安心して楽しめる遊び場」を整備。
健診・保健指導	保健センター	健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う。
地域交流センター	地域交流センター	多世代が活動し、交流できる場として整備。様々な情報を発信し、児童の多様な活動をサポート。
その他	カフェ等	施設を訪れる子育て世代等だけでなく広く市民が利用できるカフェ・テナント等、飲食スペースを整備。
	駐車場	利便性に配慮した台数、配置での駐車場の整備。

(5) 事業用地

事業用地は、「別紙1 事業用地図」に示すとおり。

6 事業方式

本事業は、P F I 法に準じて、本施設の設計、建設、維持管理、運営等を一体的に行う D B O 方式により実施する。

7 契約の形態

市は、事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。

市は、基本契約に基づいて、建設 J V と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。

市は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る維持管理・運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「別紙 2 事業スキームイメージ（案）」に示す。

8 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者が行う業務の範囲（案）は、以下のとおりとする。

なお、各項目の詳細については、要求水準書等に示す。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 各種申請等業務
- エ 解体・撤去工事業務
- オ 建設工事業務
- カ 施設引渡し業務
- キ その他施設整備上必要な業務
- ク 工事監理業務

(2) 開業準備業務

- ア 維持管理・運営体制の確立業務
- イ 供用開始前の広報活動業務
- ウ 供用開始前の予約受付業務
- エ 開館式典、内覧会等の実施業務
- オ 開業準備期間中の維持管理業務

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 什器備品等保守管理業務
- エ 外構等保守管理業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 清掃業務
- キ 備蓄倉庫管理業務
- ク 警備業務
- ケ 修繕・更新業務

(4) 運営業務

- ア 運営管理業務
- イ 利用料金の徴収及び還付業務
- ウ 地域子育て支援運営業務
- エ 児童センター運営業務
- オ カフェ等の運営業務
- カ 自主事業

9 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとし、詳細は募集要項等に示す。

(1) 本施設の施設整備業務に係る対価

市は、建設 J V の行う施設整備業務の対価として、施設整備費を建設 J V に支払う。

(2) 本施設の維持管理・運営業務に係る対価

市は、事業者の行う維持管理業務及び運営業務の対価として、委託費を運営事業者に支払う。なお、本施設の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は委託費に含まれず、市が別途負担する。事業者は、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

委託費は、物価変動があった場合に事業契約に従い改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、市は事業者に支払う委託費を減額又は停止することがある。支払い方法や改定方法等の詳細は、募集要項等に示す。

(3) 本施設に係る収入

本施設の利用者から得る収入は、全て事業者の収入とする。

10 事業スケジュール

事業スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

令和 8 年 10 月	基本協定の締結
令和 8 年 10 月	仮契約の締結
令和 8 年 12 月	本契約の締結（市議会の議決）
令和 9 年 1 月～令和 12 年 3 月	設計・建設期間（3 年 3 か月）
令和 12 年 4 月～令和 12 年 6 月	開業準備期間（3 か月）
令和 12 年 7 月～令和 27 年 3 月	維持管理・運営期間（供用開始）（14 年 9 か月）

11 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

第3 特定事業の選定及び公表に関する事項

1 選定基準

本事業を従来型事業として市が実施した場合と、DBO方式として実施した場合を比較し、事業期間を通じて市の財政負担の縮減が期待できると判断される場合に、PFI法第7条の規定に準じて特定事業に選定する。

2 選定方法

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3 選定手順

市は、以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (1) コストの算出による定量的評価
- (2) 事業者に移転されるリスクの検討
- (3) DBO方式として本事業を実施することの定性的評価
- (4) 上記の結果を踏まえた総合的評価

4 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容とあわせて速やかに市のホームページで公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、民間事業者の効率的かつ効果的なサービス及び安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の優れた能力やノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定は、競争性及び公平性の確保に配慮した上で、本事業の対価及び提案内容等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、下表のとおりとする。

令和7年9月25日（木）	実施方針の公表
令和7年10月	要求水準書（案）の公表
令和7年10月	実施方針等に関する説明会及び現地説明会の受付
令和7年11月	実施方針等に関する説明会及び現地説明会の実施
令和7年11月	実施方針等に関する質問、意見及び対面対話の受付
令和7年11月	実施方針等に関する対面対話の実施
令和7年12月	実施方針等に関する質問、意見に対する回答・公表
令和8年1月	特定事業の選定の公表
令和8年1月	募集公告及び募集要項等の公表
令和8年1月	募集要項等に関する説明会の受付
令和8年1月	募集要項等に関する説明会の実施
令和8年2月	募集要項等に関する質問（第1回）の受付
令和8年3月	募集要項等に関する質問（第1回）に対する回答・公表
令和8年3月	参加資格審査書類の受付
令和8年4月	参加資格審査結果の通知
令和8年4月	募集要項等に関する質問（第2回）及び対面対話の受付
令和8年5月	募集要項等に関する対面対話の実施
令和8年5月	募集要項等に関する質問（第2回）に対する回答・公表
令和8年6月	応募提案書類の受付
令和8年9月	提案に関するプレゼンテーション、ヒアリング及び審査
令和8年10月	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年10月	基本協定の締結
令和8年10月	仮契約の締結
令和8年12月	本契約の締結（市議会の議決）

※スケジュールについては、変更となる可能性がある。

(2) 実施方針等に関する説明会及び現地説明会

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催する。また、希望者には説明会終了後に現地説明会を行う。

なお、「日時」、「場所」、「参加申込受付期限」等の詳細については、「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 要求水準書（案）」を公表する際にあわせて示すものとする。

- ・説明会会場から事業用地までの交通手段は、参加者各自で用意すること。
- ・実施方針等の配布は行わないため、参加者各自で用意すること。
- ・説明会及び現地説明会への出席は1法人あたり2名までとし、自動車を使用する場合は1台とすること。

ア 申込方法

説明会への参加を希望する者は、「実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「説明会」と記載すること。

なお、電子メール送信後、電話にて受信等の確認を必ず行うこと。

イ 送信先

今治市 こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課

電子メール：neuvola@imabari-city.jp

電話：0898-36-1553

(3) 実施方針等に関する質問、意見及び対面対話の受付

実施方針等に関する質問、意見及び対面対話は、以下の手順により行う。なお、市が必要と認めた場合は、質問、意見について直接確認を行うことができるものとする。また、「受付期間」等の詳細については、「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 要求水準書（案）」を公表する際にあわせて示すものとする。

ア 提出方法

下記イの提出書類を電子メールに添付し送信すること。

なお、当該提出書類の提出後、電話にて受信等の確認を必ず行うこと。

イ 提出書類

- （ア）実施方針等に関する質問書（様式2）
- （イ）実施方針等に関する意見書（様式3）
- （ウ）対面対話に関する申込書及び質問書（様式4、様式5）

ウ 送信先

2（2）イ 送信先に同じ。

(4) 対面対話の実施

「実施日」等の詳細については、「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 要求水準書（案）」を公表する際にあわせて示すものとする。

ア 目的

市及び参加者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、実施方針等の意図を理解することを目的として実施する。

イ 実施要領

参加者に対して、当日における対面対話の実施要領を送付する。

ウ 質疑事項の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、様式5の質問事項、また当日の参加者からの質問事項を、市と参加者で相互に確認し、原則としてこれら全ての質問事項を市のホームページで公表する。ただし、参加者固有のノウハウに基づく部分については、市と参加者の協議の上、公表しないことがある。

(5) 実施方針等に関する質問、意見に対する回答・公表

実施方針等に関する質問に対する回答・公表は、市のホームページで公表する。

なお、公表時期については、「今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 要求水準書(案)」を公表する際にあわせて示すものとする。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、以下に示す複数の企業によるグループで構成し、施設整備業務を行うグループと維持管理・運營業務を行うグループとしてグループ分けを行う。各グループで施設整備代表企業及び維持管理・運営代表企業を定めるものとする。

(ア) 施設整備グループ

a 設計企業

b 建設企業

(イ) 維持管理・運営グループ

a 維持管理企業

b 運営企業

イ 応募者は、代表企業及び構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、1 者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が建設工事業務と工事監理業務を実施することはできない。

ウ 応募者を代表する企業として代表企業を定める。代表企業は、施設整備代表企業か維持管理・運営代表企業のいずれかとする。

エ S P C を設立する場合、維持管理・運営代表企業は必ず S P C へ出資するものとし、その他の企業の S P C への出資は事業者の提案に委ねるものとする。

オ 構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、以下に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第

67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 参加の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

（ア）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

（イ）今治市建設工事指名停止措置要領（平成 17 年要綱第 18 号）に基づく指名停止の措置を受けている者。

（ウ）会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者。
（更生手続又は再生手続の開始決定後、市から再認定を受けている者を除く。）

（エ）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触する者。

（オ）国、市に納めるべき税金等を滞納している者。

（カ）今治市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 50 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者。

（キ）本事業に係るアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社（同協力事務所として日比谷パーク法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者。

（ク）選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者。

イ 応募者の構成企業全ての要件

応募者の構成企業全ては、以下の全ての要件を満たしていること。

（ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 各業務を行う者の要件

（ア）設計企業

設計企業は、以下の全ての要件を満たしていること。なお、複数で参加する場合は、全ての企業は a 及び b を満たし、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

a 令和 7・8 年度今治市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「測量・建設コンサルタント業務」に登録されていること。

b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

※入札・契約事務を支店等に委任する場合は、受任先も建築士事務所登録を必要とする。

- c 平成 23 年 4 月以降に、延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設の整備に係る新築、増築又は改築の基本設計業務及び実施設計業務を元請けとして受託し、かつ履行した実績を有すること。

(イ) 建設企業

建設企業は、以下の全ての要件を満たしていること。なお、複数で参加する場合は、全ての企業は a 及び b を満たし、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 資格者名簿の「建設工事」に登録されていること。
- b 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- c 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果について、建築一式工事に係る直近の総合評定値が 900 点以上の者であること。
- d 平成 23 年 4 月以降に竣工した延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。(共同企業体としての実績については、その出資比率が 20% 以上の場合に限る。)

(ウ) 維持管理企業

維持管理企業は、以下の全ての要件を満たしていること。

- a 資格者名簿の「業務委託・役務・修繕」に登録されていること。
- b 平成 23 年 4 月以降に、公共施設の維持管理実績を有すること。

(エ) 運営企業

運営企業は、以下の全ての要件を満たしていること。なお、複数で参加する場合は、全ての企業は a 及び b を満たし、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 資格者名簿の「業務委託・役務・修繕」に登録されていること。
- b 運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること。
- c 平成 23 年 4 月以降に、以下のいずれかの施設に係る 2 年以上の運営実績を有すること。
 - (a) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園又は児童厚生施設等)
 - (b) 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業に基づき設置される地域子育て支援拠点事業所
 - (c) 遊具が設置されている幼児・児童の遊びの支援を目的とした施設のうち、市が認めるもの

(3) 資格者名簿に登録されていない者の参加

公告日において、資格者名簿に登録されていない者で本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり、本プロポーザルに限る入札参加審査を受けることができる。審査の結果、適当であると認められた者は、本プロポーザルに限り参加することができるものとする。

受付期間：公告日から参加資格審査書類の受付期限日

（募集要項に定められた日：令和８年３月（予定日）まで（執務時間中））

手続方法：今治市 総務部 総務政策局 契約課 工事契約係に別途問合せをすること。
（連絡先）

電話：0898-36-1559（直通）、FAX：0898-32-5284（直通）

電子メール：keiyaku@imabari-city.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.imabari.ehime.jp/keiyaku/>

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格要件の有無については、参加資格審査書類の受付期限日をもって判定する。

(5) 参加資格の喪失

ア 参加資格の確認基準日の翌日から提案価格を確認した日までの間、構成企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者は参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、プロポーザルに参加できるものとする。

イ 提案価格を確認した日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該応募者が参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、市が参加資格の確認及び応募者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格の確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

4 応募者の審査及び選定

(1) 審査機関

市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置した選定委員会において審査を実施する。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 提案審査

選定委員会は公募型プロポーザル方式により、あらかじめ設定した審査事項に従って、提案書類の審査を行う。

ウ 審査事項

審査事項は、募集要項等の公表時に審査基準として提示する。

エ 審査結果

審査の結果は、各応募者へ通知するほか、最優秀提案の決定及び審査講評を市のホームページに公表する。

5 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失又は損害を補償又は賠償しなければならない。

6 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者決定後速やかに、市と優先交渉権者は事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 事業契約内容に関する協議

市と優先交渉権者は、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。なお、事業契約内容の協議は事業契約書（案）の詳細の協議を行うものであり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(3) 事業契約の締結

市と建設 J V 及び運営事業者は、契約内容に関する協議を踏まえて、令和 8 年 10 月頃を目途に基本仮契約を締結する。なお、S P C を設立する場合は、S P C 及び S P C の構成企業も基本契約の契約者となる。

市と建設 J V は、契約内容に関する協議を踏まえて、令和 8 年 10 月頃を目途に設計・建設工事請負仮契約を締結する。

市と運営事業者は、契約内容に関する協議を踏まえて、令和 8 年 10 月頃を目途に維持管理・運營業務委託仮契約を締結する。

なお、設計・建設工事請負仮契約は令和 8 年 12 月（予定）に開催する市議会の議決を経て本契約となる。基本仮契約及び維持管理・運營業務委託仮契約は、設計・建設工事請負契約の議決を効力発生条件とする。

(4) 建設 J V 及び運営 J V の設立

優先交渉権者は優先交渉権者決定後より事業仮契約締結までに、設計企業及び建設企業による建設 J V（甲型、乙型は問わない。）を速やかに設立しなければならない。また、運営事業者として S P C を設立しない場合は、維持管理企業及び運営企業による運営 J V を速やかに設立しなければならない。

(5) S P C の設立（S P C を設立する場合）

運営事業者として S P C を設立する場合、優先交渉権者は優先交渉権者決定後より事業仮契約締結までに、運営事業者となる S P C を速やかに設立しなければならない。なお、S P C は、以下の全ての要件を満たさなければならない。

- ア S P C の本店所在地は今治市とすること。
- イ 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
- ウ S P C の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- エ S P C の株主は、市の同意なくして S P C の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項等に示す本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、施設整備業務及び維持管理・運営業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。施設整備業務、維持管理・運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担は、原則として「別紙3 リスク分担（案）」によるものとする。なお、詳細については、募集要項等で示す。

3 市による事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する本施設の施設整備及び維持管理・運営段階における全ての業務について監視を行う。監視の方法、内容等は、募集要項等に定める。

また、事業者の提供する施設整備業務及び維持管理・運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、本施設を要求水準書等に示す良好な状態で市に引継ぎを行わなければならない。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 基本条件

基本条件は、下表のとおり。

所在地	今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1、5
敷地面積	事業用地①：約5,230㎡ 事業用地②：約2,520㎡
用途地域	商業地域
防火指定	準防火地域
高度地区	指定なし
指定建蔽率	80%（角地+10%）
指定容積率	400%
日影規制	周辺地域含め、商業地域のため規制なし
斜線制限	道路斜線：勾配1.5（適用距離25m） 隣地斜線：31m＋勾配2.5 北側斜線：なし
地域地区	駐車場整備地区
浸水想定	高潮浸水想定 1.0～3.0m未満 津波浸水想定 なし 洪水浸水想定 蒼社川想定計画規模（50年に1度） なし 蒼社川想定最大規模（1,000年に1度） 1.0～3.0m未満
交通アクセス	J R 今治駅から約450m、徒歩約6分

2 整備施設概要

想定される機能・規模は、下表のとおり。

(1) ネウボラ拠点施設

区分	機能	諸室等	想定面積
相談・支援	こども家庭センター	事務室 相談室 母子健康手帳交付室 検査室 など	約330㎡
	発達支援センター		
地域子育て支援	ファミリー・サポート・センター	事務所	約45㎡
	地域子育て支援拠点事業所（0～3歳）	子育てひろば 授乳室 保育室 など	約165㎡
	一時預かり		
児童厚生施設	児童センター	遊戯室A、B 図書室（スペース） 学習室（スペース） 創作活動室（工作室） カームダウンルーム など	約1,160㎡
健診・保健指導	保健センター	事務室 待合スペース 診察室 相談室 など	約440㎡
地域交流	地域交流センター	小ホール 多目的室 音楽スタジオ 調理室 など	約600㎡
その他	備蓄倉庫、会議室		約130㎡
	カフェ等		適宜
	エントランスロビー		適宜
	トイレ（各階）		適宜
	共用部分		適宜
合計（建物部分）			約5,500～ 約6,500㎡

(2) 駐車場及び駐輪場

区分	台数	想定面積
市民利用 駐車場	普通車用（車いす使用者用含む）：130台以上 検診車用：6台	適宜
駐輪場	150台以上（屋根付き、バイク置き場含む）	適宜

第7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計・建設工事請負契約を解除することができる。その場合、維持管理・運營業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 維持管理・運営期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、維持管理・運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第10 その他事業の実施に関し必要な事項

1 市議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年3月頃を開催する市議会に提案する予定である。また、事業契約に関する議案を令和8年12月頃を開催する市議会に提案する予定である。

その後、設計・建設期間中に市は、本施設を地方自治法第244条の規定による公の施設とし、事業者を同法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する議案を提案する予定である。

2 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市のホームページを通じて適宜行うものとする。

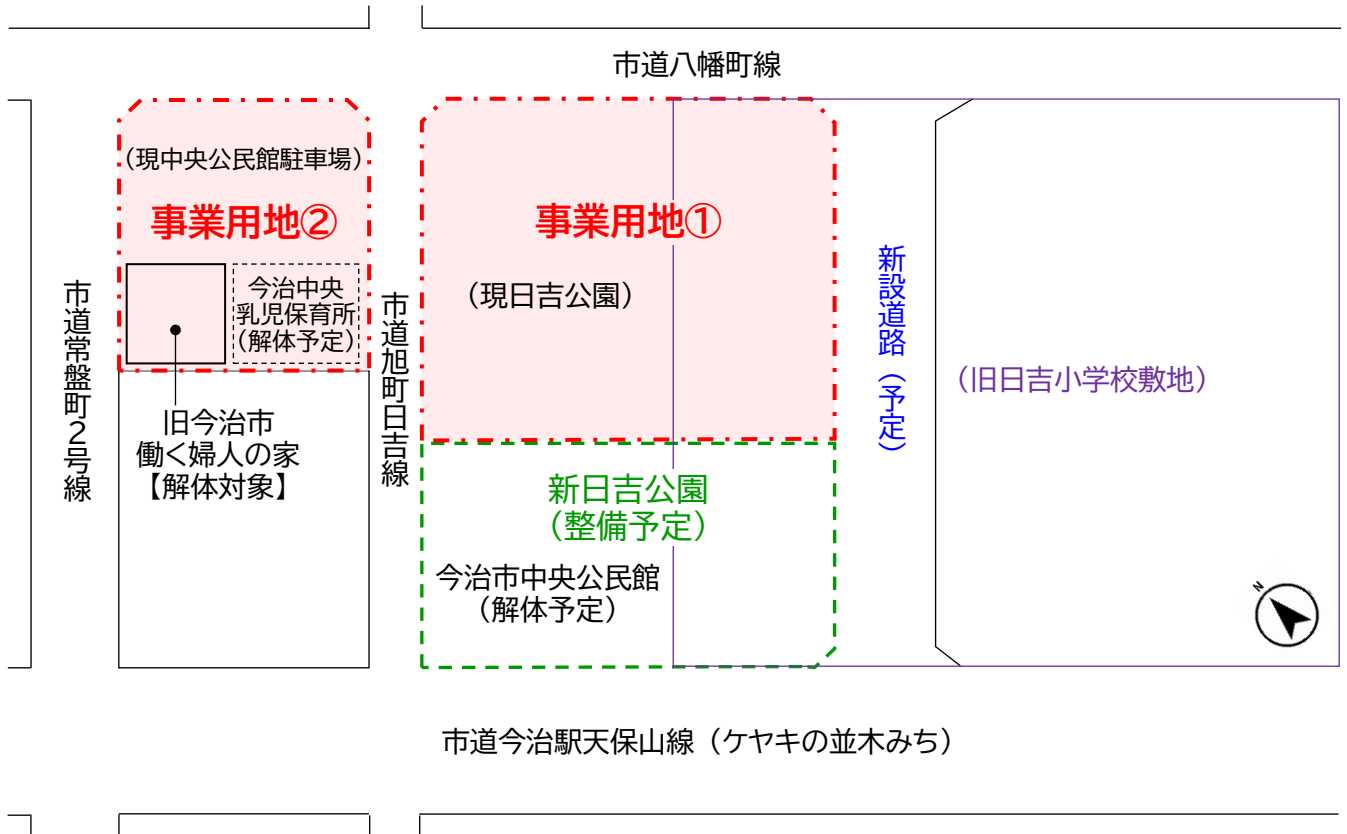
3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4 問合せ先

今治市 こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電子メール：neuvola@imabari-city.jp
電話：0898-36-1553

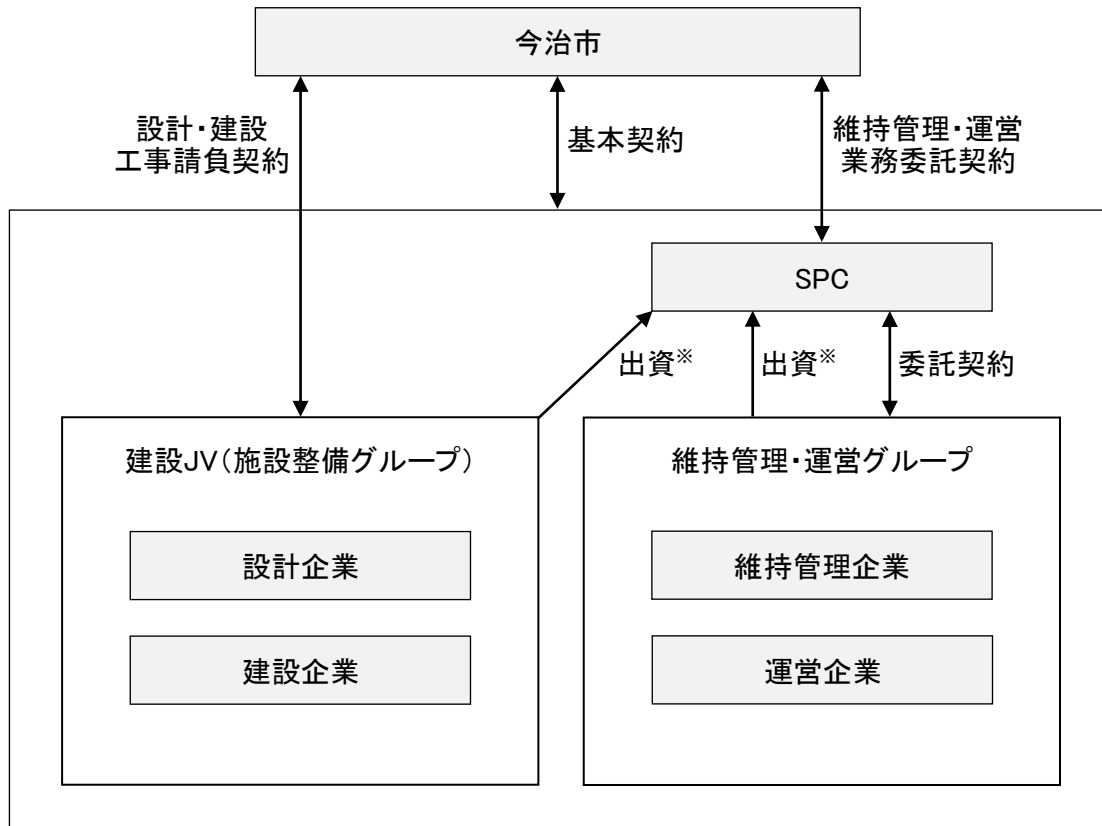
別紙1 事業用地図



別紙2 事業スキームイメージ(案)

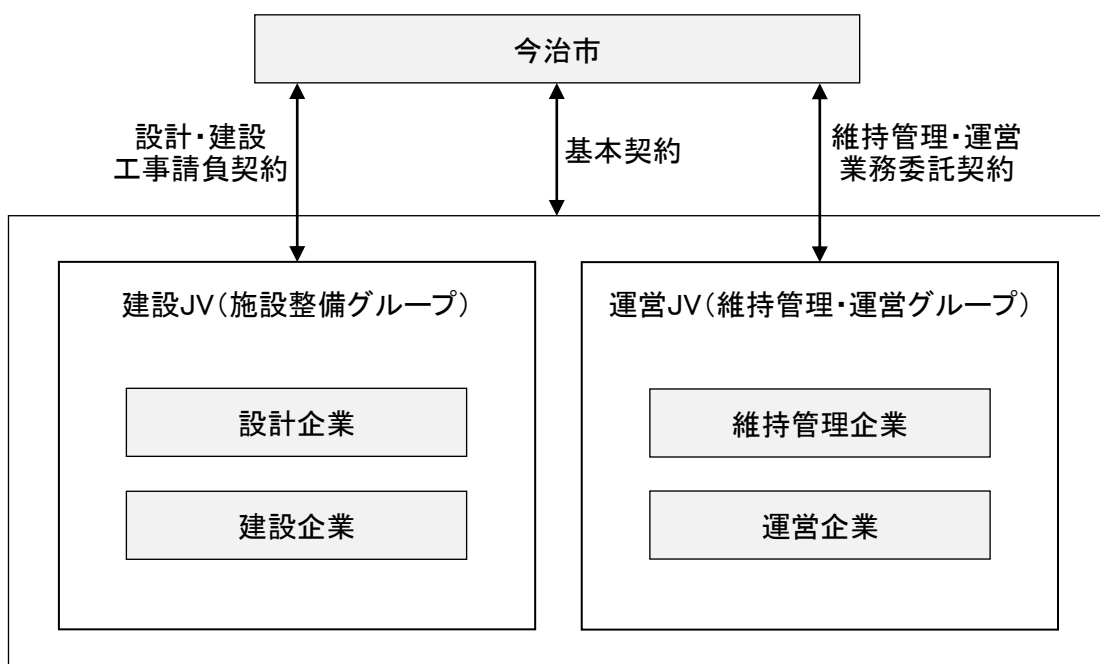
※SPCの設立は任意とする

■SPCを設立する場合



※維持管理・運営代表企業は必ずSPCへ出資するものとし、その他の企業のSPCへの出資は事業者の提案に委ねるものとする。

■SPCを設立しない場合



別紙3 リスク分担(案)

本事業のリスク分担は、以下を想定している。詳細は、募集要項等と同時に公表する事業契約書（案）で示す。

○：主分担 △：従分担

リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者
共通	募集要項リスク	(1) 募集要項等の誤り又は変更によるもの	○	
	住民対応リスク	(2) 事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		(3) 上記以外のもの	○	
	環境対策リスク	(4) 事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題		○
	物価変動リスク	(5) 建設期間中の物価変動 ※1	○	△
		(6) 維持管理・運営期間中の物価変動 ※1	○	△
	事業中止・延期リスク	(7) 市の事由による事業中止・延期	○	
		(8) 上記以外の事由によるもの (本表に別段の定めがあるものは除く)		○
	契約締結リスク	(9) 市の事由による契約締結遅延・未締結	○	
		(10) 事業者の事由による契約締結遅延・未締結		○
		(11) どちらの帰責事由でもないもの ※2	○	○
	政治リスク	(12) 政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止に関するもの	○	
	用地リスク	(13) 地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(14) 事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(15) 上記以外のもの(本表に別段の定めがあるものは除く)	○	
	許認可リスク	(16) 市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(17) 事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	(18) 応募コストに関するもの		○
	法令変更リスク	(19) 本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(20) 上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(21) 天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用 ※3		○
		上記を超えるもの ※3	○	
設計段階	測量・調査リスク	(22) 市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(23) 事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(24) 市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(25) 事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
建設段階	建設着工遅延リスク	(26) 市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(27) 事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	事業用地の確保	(28) 施設建設に必要な事業用地確保に関するもの	○	
	工事費増加リスク	(29) 市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(30) 事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(31) 着工後の市の指示等に関するもの	○	
		(32) 事業者の事由によるもの		○
	施設損害	(33) 引き渡し前の施設等の損害		○

リスクの種類		No.	リスクの内容	市	事業者
維持管理・運営段階	運営開始遅延リスク	(34)	運営開始前の市の指示等によるもの	○	
		(35)	事業者の事由によるもの		○
	技術革新	(36)	技術の陳腐化による機器更新費用等	○	
	維持管理・運営費増大リスク	(37)	市の事由によるもの	○	
		(38)	上記以外の事由によるもの (本表に別段の定めがあるものは除く)		○
	情報漏洩リスク	(39)	市の帰責事由による情報漏洩	○	
		(40)	上記以外の事由によるもの (本表に別段の定めがあるものは除く)		○
	要求水準不適合リスク	(41)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの (設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
	施設等の損傷	(42)	市の事由による施設等の損傷	○	
		(43)	上記以外の事由によるもの (本表に別段の定めがあるものは除く)		○
	支払い遅延・不能リスク	(44)	市の事由による対価の支払遅延・不能	○	
	業務内容・用途変更リスク	(45)	市の指示による大幅な業務内容・用途の変更等	○	
		(46)	上記以外のもの		○
	什器・備品管理、更新リスク	(47)	直営施設における什器・備品等の破損、紛失、盗難及び更新	○	
		(48)	上記以外のもの		○
移管	需要変動リスク	(49)	需要変動に伴う消耗品費の増大	○	
		(50)	上記以外のもの		○
	利用者対応リスク	(51)	市が実施する業務の利用者の苦情やトラブル対応等	○	
		(52)	上記以外のもの		○
	性能確保	(53)	本事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	(54)	本事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		○

※ 1 一定範囲を超える場合に費用の見直しを行う想定。詳細は募集要項等で示す。

※ 2 市と事業者のどちらの責めでもない事由による場合は、両者に生じた費用を各自が負担する。

※ 3 一定範囲を超える場合には、市が費用負担を行う。詳細は募集要項等で示す。

様式1

令和 年 月 日

実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書

今治市長 徳永 繁樹 様

商号又は名称
所在地
主担当者名

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業の実施方針等に関する説明会への参加を申込みます。

商号又は名称	
所在地	
所属・役職	
主担当者氏名	
電話	
電子メール	

説明会 参加予定者

	所属・役職	氏名
参加者1		
参加者2		

現地説明会への参加

	説明会 参加予定者と同じ者が参加
	説明会 参加予定者と別の者が参加 → 現地説明会 参加予定者欄に記入すること
	不参加

↑いずれかに「○印」を付けること。

現地説明会 参加予定者（※説明会 参加予定者と別の者が参加する場合のみ記入）

	所属・役職	氏名
参加者1		
参加者2		

※説明会会場から事業用地までの交通手段は、参加者各自で用意すること。

※実施方針等の配布は行わないため、参加者各自で用意すること。

※説明会及び現地説明会への出席は1法人あたり2名までとし、自動車を使用する場合は1台とすること。

様式2

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

今治市長 徳永 繁樹 様

商号又は名称
所在地
所属・役職
主担当者氏名
電話
電子メール

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業に関する実施方針等について、以下のとおり質問がありますので提出します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	〇〇〇	〇〇〇〇〇
1										
2										

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出すること。

様式3

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見書

今治市長 徳永 繁樹 様

商号又は名称
所在地
所属・役職
主担当者氏名
電話
電子メール

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業に関する実施方針等について、以下のとおり意見がありますので提出します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	〇〇〇	〇〇〇〇〇
1										
2										

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出すること。

様式4

令和 年 月 日

対面对話に関する申込書

今治市長 徳永 繁樹 様

商号又は名称
所在地
主担当者名

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業の実施方針等に規定された対面对話を申込みます。
また、様式5にて対面对話での質問書を添付します。

商号又は名称	
所在地	
所属・役職	
主担当者氏名	
電話	
電子メール	

対面对話 参加予定者

所属・役職		氏名
参加者 1		
参加者 2		
参加者 3		

※参加者は、3人以下とする。

様式5

令和 年 月 日

対面対話に関する質問書

今治市長 徳永 繁樹 様

商号又は名称
所在地
所属・役職
主担当者氏名
電話
電子メール

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業の対面対話にあたり、以下のとおり質問がありますので提出します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問
(例)	要求水準書(案)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	〇〇〇	〇〇〇〇〇
1										
2										

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出すること。